

福島県職員男女共同参画推進行動計画の実施状況

平成 16 年に策定した福島県職員男女共同参画推進行動計画（以下「計画」という。
※平成 21 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度に改定。）につ
いて、計画の着実な実施に役立てるため、令和 6 年度の実施状況について公表します。

令和 7 年 6 月

【令和 6 年度の主な取組状況】

項目	主な取組内容
職員の意識改革	■ 「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等をグループウェアに掲載し、職員が常に入手、閲覧することができるようにしている
	■ 自治研修センターにおける男女共同参画に関する講義の実施 (受講者 1,651 名)
	■ 「新任管理者特別研修」における管理職層への意識改革に向けた知事等による講話の実施 (受講者 114 名)
	■ 知事自らが、子が生まれる予定等の職員及びその上司を対象としたイクボス面談を実施 (開催回数 2 回 参加者 4 組)
	■ 知事による「男性育休取得 100%メッセージ」を職員向けポータルサイトに掲載し、職員が常に閲覧することができるようにしている。
復興・再生（新生ふくしま）に向けた人材育成	■ 女性職員の登用促進 (管理職層に占める女性の割合 15.0%) 【目標値：R7 年度 15.0%】
	■ 職員採用試験における女性の受験率の向上 (受験者に占める女性の割合 35.0%) 【目標値：R7 年度 50%】
	■ 女性職員を対象とした「女性のためのキャリアデザイン研修」の実施 (参加者 41 人)
職場環境の整備	■ 育休任期付職員（職員が育休を取得する場合に代替となる職員）の採用 (採用者数 36 名)
	■ 子育てのための休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりを推進するため、子どもが生まれる予定の男性職員の「仕事・子育て両立プラン」の作成と所属管理職への提出を令和 2 年 9 月より制度化
	■ 令和 3 年度から、子育ての関係情報をまとめた育休情報ポータルサイト「男の育休 NET」を運営
	■ 男性職員の育児休業取得促進のため、短期間で育児休業を取得する男性職員の代替として、人事課において会計年度任用職員を任用し、適時、代替職員として派遣する「育児休業取得サポート事業」を実施 (令和 6 年度 33 課室へ派遣)
	■ 男性職員の育児休業取得促進 (男性職員の育児休業取得率：105.0% (※)) 【目標値：R7 年度 100.0% (1 週間以上)】 (※) 前年度以前に子どもが生まれた職員が当該年度に育児休業を取得することにより、取得率が 100%を上回る場合もある。

	■ 福島県職員版「働き方改革基本方針（R 元）」に基づき、以下を実施 ・働き方改革 TIME の発行 1 回発行（通算 29 号） ・R P A の導入（新たに 6 業務で導入し、対象業務を 42 業務に拡大して運用） ・議事録作成支援システムの活用（利用実績：回数 3,564 回、時間 3,486 時間。認識精度確保のためのマイクセット貸出も実施） ・ペーパーレス化の推進（県庁ペーパーレス化アクションプログラムを策定。最終退庁手続きのペーパーレス化。） ・オンライン在宅勤務用アプリの利用、貸出パソコン 190 台の体制で在宅勤務を継続 ・本庁サテライトオフィスに加えて、令和 3 年 4 月から郡山合同庁舎、令和 4 年 6 月から旧会津保健福祉事務所にもサテライトオフィスを設置（8 席）
	■ 県庁内保育所を運営（R7.3 現在の入所児童 17 名）
	■ 年次有給休暇の取得促進 （R6 年 年次有給休暇の取得日数 13.0 日） 【目標値：R7 年 12 日】
地域における子育て支援に関する取組	■ 危機管理センターの見学の受け入れや小学校等への出前講座、県内各地での家族セミナーの開催
	■ 県議会傍聴者のため、傍聴時の乳幼児託児サービスを実施
推進体制の整備	■ 各所属に男女共同参画推進員を設置
	■ 男女共同参画相談員を設置